

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）
（平成23年2月8日閣議決定）（抄）

重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 現在、法的基盤のない劇場、音楽堂等が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするため、劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について早急に具体的な検討を進める。

文化審議会文化政策部会
舞台芸術ワーキンググループ 意見のまとめ（抄）

3. 具体的施策

（1）地域の核となる文化芸術拠点の充実とそのための法的基盤の整備

- さらに、地域の文化芸術拠点が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするため、文化芸術拠点に求められる機能、必要な専門人材、必要な支援などの観点から、法的基盤の整備についても具体的な検討が必要である。